

# 安全データシート

作成日 2002年10月23日

改訂日 2025年1月30日

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名 : 液尿 (50%)

整理番号 : TA-UQ-01

供給会社名 : 大盛化工株式会社

住所 : 大阪府堺市美原区多治井 633

担当部門 : 品質保証部

電話番号 : 072-361-3345 FAX 番号 072-362-3659

## 2. 危険有害性の要約

### 【GHS分類】

分類基準には該当しない。

### 【注意書き】

\*GHS分類区分は付与されないが、取扱い時には以下の点に注意する。

予防策 : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用し、ミスト/蒸気を吸入しないこと。

指定された保護具 (保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護長靴など) を着用すること。

取扱い後は、手および顔などをよく洗うこと。

環境への放出を避けること。

対応策 : 吸入又は接触、飲み込んだり、ばく露の懸念がある場合により気分が悪い時は医師の手当てを受けること。

廃棄 : 内容物、容器を廃棄する場合は該当法規に従い、都道府県知事に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。

使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

## 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分 混合物

化学名 尿素水

成分及び含有量 尿素 : 50%、水 : 50%

化学特性 (化学式) 尿素 :  $(\text{NH}_2)_2\text{CO}$ 、水 :  $\text{H}_2\text{O}$

官報公示整理番号 (化審法、安衛法) 尿素 : (2)-1732

CAS No. 尿素 : 57-13-6、水 : 7732-18-5

## 4. 応急措置

吸入した場合 : 異常を感じたり、気分が悪くなった場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移動する。

症状変化が現れた場合には、直ちに医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぐ。

付着した製品を払い取り、水又は微温湯で洗い流しながら石鹼を使って良く洗い落とす。

外観に変化が見られたり痛みが続く場合には、速やかに医師の手当てを受ける。

- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で 15 分以上洗浄した後、眼科医の手当てを受ける。  
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。  
コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。  
異物感が目に残るようであれば、速やかに眼科医の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。  
口の中を水でよく洗浄させる。  
被災者に意識のない場合は、口から絶対に何も与えないこと。  
保温して速やかに医師の手当てを受ける。
- 応急措置をする者の保護 : 保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護長靴などの適切な保護具を着用する。
- 医師に対する特別な注意事項 : 症状に応じた治療を行う。

## 5. 火災時の措置

- 消火剤 : 棒状水、霧状水、泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、乾燥砂  
使ってはならない消火剤 : なし
- 特有の危険有害性 : 当製品は分子中にNを含有しているため、火災時に刺激性あるいは有毒なガスを放出する。
- 消火を行う者の保護 : 消火の際は、状況に応じた保護具（自給式呼吸器、防火服、防災面）を必ず着用する。
- 詳細情報 : この製品自体は不燃性であるが、周辺火災の場合以下の措置を行う。  
火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止する。  
移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。  
容器、周囲の設備などに散水して冷却する。  
消火活動は、可能な限り風上から行う。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、  
保護及び緊急時措置 : 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。  
漏出時の処理を行う際には、必ず保護具（保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護長靴など）を着用し、飛沫などが皮膚に付いたり、蒸気を吸入しないようにする。  
風上から作業し、風下の人を避難させる。
- 環境に対する注意事項 : 漏出物を直接、河川や排水施設に流してはならない。
- 封じ込め及び浄化の  
方法及び機材 : 少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエスなどに吸収させて、密閉できる空容器に回収する。  
大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。  
危険なく出来るときは、漏出源を遮断し、漏れを止める。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 〈取扱い〉

- 技術的対策 : 換気の良い場所で取扱う。  
吸入、皮膚への接触を防ぎ、又、目に入らないように適切な保護具を着用する。  
取扱い場所の近くには、手洗い、洗眼などの設備を設け、取扱い後に手、顔などをよく洗う。  
取扱い場所は換気を良くし、その周辺での火気、スパーク、高温物の使用は禁止する。

- 安全取扱い注意事項：屋外、又は換気の良い区域で使用する。  
漏れ、あふれ、飛散を防ぎ、みだりに蒸気を発散させない。  
接触、吸入、あるいは飲み込まない。
- 衛生対策：この製品を使用中は、飲食や喫煙をしないこと。  
取扱い後は、よく手を洗うこと。

#### 〈保管〉

- 技術的対策：保管場所の床は、底面に水が浸入・浸透しない構造とする。  
保管場所には必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
- 適切な保管条件：密閉した容器に保管し、直射日光を避け、20~30℃の暗所で保管する。
- 安全な容器包装材料：貯蔵タンクの材質は、ステンレス鋼が最適。

### 8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度：未設定
- 許容濃度  
日本産業衛生学会：未設定  
ACGIH：未設定
- 設備対策：必要に応じて、局所排気装置や全体換気装置などを設置した場所で取り扱う。  
取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。
- 保護具  
呼吸器の保護具：必要に応じて、防塵マスク、防毒マスクなどを使用する。  
手の保護具：保護手袋  
目の保護具：保護眼鏡、安全ゴーグル、保護面  
皮膚及び身体の保護具：安全帽、保護服、保護長靴、保護前掛け

### 9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態：液体
- 色：無色透明
- 臭い：アンモニア臭気がある。
- 融点／凝固点：データなし
- 沸点又は初留点及び沸点範囲：データなし
- 可燃性：データなし
- 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界：データなし
- 引火点：データなし
- 自然発火点：データなし
- 分解温度：データなし
- pH：9以下
- 動粘性率：データなし
- 溶解度：データなし
- n-オクタール/水分配係数：データなし
- 蒸気圧：データなし
- 密度及び／又は相対密度：1.1
- 相対ガス密度：データなし
- 粒子特性：非該当

**10. 安定性及び反応性**

反応性	: データなし
安定性	: 通常の状態では安定である。
危険有害反応可能性	: データなし
避けるべき条件	: 高温、日光
混触危険物質	: 強酸化剤
危険有害な分解生成物	: アンモニア、窒素酸化物、一酸化炭素、二酸化炭素

**11. 有害性情報**

急性毒性 (経口)	: 区分に該当しない
急性毒性 (経皮)	: 分類できない
急性毒性 (吸入)	: 分類できない
皮膚腐食性/刺激性	: 区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分に該当しない
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 区分に該当しない
生殖細胞変異原性	: 分類できない
発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 分類できない
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 分類できない
誤えん有害性	: 分類できない

**<尿素>**

急性毒性	: 経口	ラット LD <sub>50</sub>	14,300mg/kg
	: 経皮	ラット LD <sub>50</sub>	8,200mg/kg

**12. 環境影響情報****生態毒性**

水生環境有害性 短期 (急性)	: 分類できない
水生環境有害性 長期 (慢性)	: 分類できない

**生体蓄積性**

n-オクタール/水分配係数	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 分類できない

**13. 廃棄上の注意**

残余廃棄物	: 関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 認可された廃棄物処理施設で廃棄物を処理する。 廃棄処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上で委託する。
汚染容器・包装	: 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従い、適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

**14. 輸送上の注意****国際規制**

IATA	: 非危険物
IMDG	: 非危険物

**国内規制**

陸上輸送	: 規制なし
------	--------

海上輸送：規制なし  
航空輸送：規制なし  
輸送の特定の安全対策及び条件

：容器の破損、漏れがないことを確認し、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。  
該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。  
輸送時にイエローカードを保持する。

## 15. 適用法令

水質汚濁防止法：生活環境汚染項目  
(法第 2 条、施行令第 3 条、排水基準を定める省令第 1 条別表第 2 の窒素含有量)

## 16. その他の情報

< 記載内容の取扱い >

記載内容は、現時点で入手できる資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータ及び評価に関しては必ずしも十分ではなく、いかなる保証をなすものではありません。  
また、注意事項は、通常の見取り図を対象にしたものですので、特別な取扱いをする場合には、該当する適用法令に準じて用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。  
尚、無断でのインターネット上の掲載はご遠慮願います。